

よくある質問（4/27 更新）

Q 1. 協力金を支給する趣旨は。

A. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時短要請に応じていただいた事業者の皆様に対し支給するものです。時間短縮に対する営業補償として支給するものではありません。

Q 2. 時短要請は何に基づくものか。

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項によるものです。

Q 3. 要請は強制的なものか。懲罰等はあるのか。

A. 今回の要請は、罰則は定められておらず、あくまでも協力をお願いするものです。

Q 4. 時短要請の対象となる店舗は。

A. 食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けている店舗が対象です。（ただし、テイクアウト専門店、コンビニエンスストアは除く。）

Q 5. 協力金はいくら受け取れるのですか。

A 個人事業主または中小企業の方であれば、
1店舗あたり35万円～280万円（予定）
※国の方針を踏まえ、今後詳細を決定いたします。

Q 6. 酒類を提供していない飲食店は時短要請の対象外か。

A. 酒類を提供していない飲食店も対象となります。

Q 7. 対象区域内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか。

A. 要請を受けて営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力金を支給します。

Q 8. 複数の店舗を運営する事業者は、全施設を時短しなければ協力金はもらえないのか。

A. 全ての店舗を時短等することを協力金の給付要件としていません。店舗ごとに協力金の支給対象であるか、判断します。一部の店舗のみ申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から、可能な限り時短営業へのご協力をお願いします。

Q 9. 協力金は、どのような事業者（法人、個人）が対象か。

A. 時短要請期間の開始日（令和3年4月28日）以前から、飲食店営業許可をはじめ、必要な許認可等を取得の上県内で飲食サービスを提供する店舗を運営している事業者です。なお、対象店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有、又は長期賃貸借し、常時滞在する店舗の営業時間・営業内容等について決定権限を有する者です。

Q 10. 指定管理者や第3セクターは協力金の支給対象か。

A. 指定管理者や公的な資金が入っている団体は、協力金の支給対象ではありません。

Q 11. 全ての期間において、時短営業を行わなければ、協力金は支給されないのか。

A. そのとおりです。時短要請期間の途中から時短営業を行った場合や、途中で時短営業を止めた場合など、期間中の一部のみで時短営業を行った場合は、時短要請に応じたことにならず、協力金は支給されません。

Q 12. 営業時間の短縮ではなく、終日休業した場合、協力金の対象となりますか。

A. 従前より営業時間短縮要請の時間帯を超えて営業している施設が、時間短縮もしくは終日休業をした場合は、要請に応じたことになり、対象となります。

Q 13. もともとの営業時間が午前5時から午後9時までの店舗が、営業時間を短縮した場合や完全休業した場合に、協力金は支給されるか。

A. 対象となりません。

Q 1 4. 今回の時短要請に先立って（4/28 以前）営業時間の短縮を自主的に
行っていた場合は、協力金の対象となりますか。

A. 対象になります。

Q 1 5. 午後9時以降に酒類や料理の提供をせず、引き続き店内にお客様がいる
場合は、営業時間短縮要請に応じたことになるのか。

A. 時短要請に応じたことになりません。要請は、午後9時に店を閉めていただくことなので、結果的に9時以降に営業状態となっている場合は要請に応じているとは言えません。適切なラストオーダー時間の設定や、お客様への閉店時間の周知などをお願いします。

Q 1 6. 営業時間短縮の要請期間である4月28日から5月11日までの期間
中に定休日が含まれますが、要請に応じたこととなりますか。

A. 従前より営業時間短縮要請の時間帯を超えて営業しており、営業時間短縮に協力した場合には、定休日が含まれていても要請に応じたこととなります。

Q 1 7. 協力金の申請はいつからですか。

A. 時短要請終了後の5月中旬からの予定です。

Q 1 8. もともとの営業時間が午後9時までの店舗において、酒類の提供を午後
8時までとした場合、協力金支給の対象になるか。

A. いいえ、対象となりません。支給対象となるには、もともとの営業時間が午後9時から午前5時までの間にあることが必要です。（この場合、酒類の提供は、午後8時までとする必要があります。）